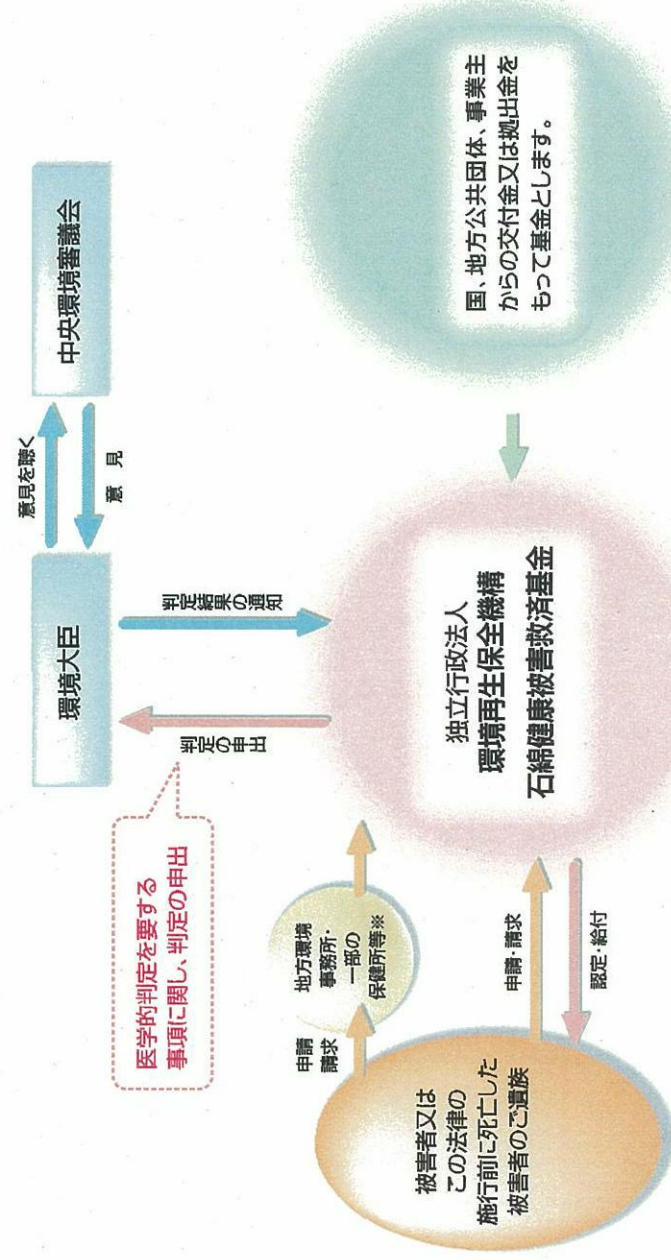


1 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、石綿<アスベスト>による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる①中皮腫（がんの一種）、②肺がんです。現在これらの病気にかられている方、制度が始まる前（平成18年3月27日より前）にこれらの病気でお亡くなりになった方のご遺族が認定の申請や給付の請求をすることができます。

この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、事業者からの拠出金によってまかなわれます。



※一部の保健所等については、準備が整い次第受付が行われる予定です。

<労災関係>

職業上、アスベストにさらされる労働者又は特別加入者でアスベストによる健康被害が生じた場合で、それが業務上のものと認められると、労災保険から給付を受けることができます。また労働者又は特別加入者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」が支給されます。

これらの給付については、最寄の労働基準監督署に相談のうえ、請求手続きを行ってください。

全国労働基準監督署所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>